

1. 用語の定義

この「アジア・アフリカ広域農業資機材・アグリテック・漁業資機材オンライン商談会」参加要領（以下「本参加要領」といいます。）において使用する用語を、以下の通り定義します。

- (1) 「参加案内書」とは、別途ジェトロが発出する参加案内書を指します。
- (2) 「本事業」とは、参加案内書記載のジェトロ主催の事業を指します。
- (3) 「イベント」とは、本事業にてジェトロが実施し又は第三者が実施のうえジェトロが参加する、オンライン商談会・展示会、オンラインプレゼンテーション・ワークショップ・セミナー、オンライン広報・広告宣伝活動等のことを指します。
- (4) 「出品物」とは、イベント用の商品紹介カタログ（商品紹介用のテキスト、画像、動画、等を含みますが、これに限られません。）及びイベントに関連するウェブサイトに掲載される商品を指します。
- (5) 「出品者」とは、第2条に定める者を指します。
- (6) 「バイヤー」とは、出品物の取引目的でイベントに参加する者を指します。
- (7) 「オンライン会議ツール」とは、イベントに際し使用される、オンラインネットワーク上でのミーティング、プレゼンテーション、展示等に使用されるソフトウェア及びこれが作動するPC等のハードウェアの総称を指します。

2. 出品者

出品者は、以下の資格、条件を満たす者のうち、ジェトロが適当と認めた者としてします。

- (1) 我が国の貿易業者、生産業者、工業会、輸出入組合及びこれに類する貿易関係団体並びに

地方公共団体等

- (2) 日本国内で生産された商品、又は日本企業の資本、技術により生産された商品の取扱いがあること。
- (3) 参加案内書及び本参加要領を承諾のうえ、これを遵守すること。
- (4) 出品物全てについて、価格交渉等の対応権限ある者がイベントに参加すること。
- (5) アジアの市場開拓に意欲的であること。
- (6) 国内外の法令又は規則に反する業務を行っていないこと。
- (7) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (8) イベントの担当者を指名のうえ、ジェトロからの書類作成依頼、問い合わせ等に迅速に対応すること。
- (9) インターネット経由でのバイヤーからの引き合い、問い合わせ等に対して積極的に対応すること。
- (10) 本事業の成果把握等のために、ジェトロが実施するアンケートに必ず協力すること。
- (11) 企業名や商品情報等を含む本事業の成果及び各種調査結果の公表に同意すること。
- (12) インターネット上に出品物の写真及び説明、出品物及び／又は出品者のロゴマーク、出品者の会社概要、取引条件等を掲載することに同意すること。
- (13) 第11条第1項に定義する反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (14) 過去にジェトロに損害を加えたことがある、意見が異なる等、イベントの実施に支障をきたす事由がないこと。
- (15) その他、イベントに参加することが不適當であると、ジェトロが判断する者でないこと。

3. 出品物

- (1) 出品物は、ジェットロがイベントごとに定める参加案内書記載の出品対象品目に限ります。ただし、次に該当する物は禁止又は制限します。
 - (a) バイヤー居住国（参加案内書の記載に従う。以下、同じ。）の輸入禁止品目
 - (b) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - (c) 第三者の特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウを侵害する物、又はその恐れがある物
 - (d) バイヤー居住国の規制を受ける物、当該国の通関手続に時間がかかり、イベントの実施に間に合わないことが予想される物
- (2) 出品物は、前項の条件を満たしたうえ、ジェットロがその裁量により適当と認め、かつ、ジェットロ以外にイベントの実施者がいる場合には、当該実施者が適当と認める商品とします。
- (3) 前項により適当と認められた場合であっても、バイヤーの確保が困難な商品の場合、出品をお断りする可能性があります。

4. ジェットロの費用負担

本事業の実施にあたり、ジェットロは次の費用を負担します。ただし、現実に支出する必要がないとジェットロが判断した項目については、この限りではありません。

- (1) イベントの実施に必要なオンライン会議ツールの使用料
- (2) ジェットロが委託又は雇用する通訳及び商談補助員の委託料又は給料
- (3) 本イベントに係る引き合い情報の収集と提供に係る費用

5. 出品者の費用負担

前条に基づきジェットロが現実に負担する費用を除き、全て出品者の費用負担となります。

6. 参加の取り決め

- (1) イベントへの参加申込みは、参加案内書及び本参加要領に定める所定の期日までに、ジェットロ所定の「お申し込みフォーム」に所要事項を記入のうえ行うものとします。
- (2) 参加申込み後は、ジェットロの書面又は電磁的方法による承諾のない限り、これを撤回することはできません。
- (3) ジェットロの計画規模を超えた場合、又は出品内容等が適当でない認められる場合は、参加申込みを承諾しない場合があります。
- (4) 参加確定後、出品者の都合で参加の取消し、又は変更、若しくは出品物の大幅な変更の必要性が生じた場合は、出品者はジェットロの書面又は電磁的方法による承諾を得るものとします。
- (5) 第6条第2項及び同第4項の場合、ジェットロに損害が生じたとき、及び／又は本参加要領においてジェットロが負担すべき部分を超えて、ジェットロが経費負担したとき、ジェットロは、出品者又は参加申込者に対して当該損害について賠償請求し、及び／又は、当該経費を請求できるものとします。

7. 第三者との紛争等

- (1) 出品者は、次の各号に掲げる紛争等が生じたときは、出品者の責任と費用負担により、これを解決し又は第三者に対しその損害を賠償するものとし、万一、ジェットロが名目の如何を問わず何らかの費用を支出した場合には、当該費用相当額をジェットロに対し支払います。

- (a) イベントへの参加に伴い、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
- (b) 出品物の欠陥により、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
- (c) 出品物に関し、第三者との間に特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウの侵害等により紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。

8. イベントの開催中止等

- (1) ジェトロは次の各号に定める場合、イベントの開催を取り止め、又は、出品者の一部の参加を取り止めさせることができることとします。
 - (a) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力、又はその他ジェトロの責任に帰することのできない事由が生じた場合
 - (b) 開催期日、方法等の開催条件において大幅な変更が生じた場合
 - (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェトロとしてのイベントの開催が不適当、不可能又は困難となった場合
 - (d) 利用条件等「免責事項」3. に明記する事由が生じた場合
 - (e) その他、ジェトロが開催又は参加者の一部の参加を不適当と判断した場合

9. 出品承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) 出品者がジェトロの定める出品者資格を有しないことが判明した場合、参加承諾後であってもいつでもジェトロはそれを無効とできる

ものとし、なお、この場合、出品者は出品資格喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についても、ジェトロに請求できないこととします。

- (2) ジェトロは、出品者が参加案内書又は本参加要領に違反した場合、出品の取り決めに解除できることとします。なお、これにより損害が生じた場合、ジェトロは出品者に対し賠償請求できるものとし、

10. 参加要領外事項

- (1) 本参加要領に定めのない事項及び補足事項等は参加案内書に定めます。
- (2) 本参加要領に定めのない事項が発生した場合、ジェトロはその対策を決定することができるものとし、
- (3) 前項の場合、ジェトロは速やかに出品者にこれを通知するものとし、出品者はジェトロの決定した対策に従うものとし、

11. 反社会的勢力の排除

- (1) 出品者は、ジェトロに対し、現在、及び、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - (a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢

力であること。

- (b) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- (c) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- (d) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有すること。
- (e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、又は、今後行う予定があること。
- (f) 自ら又は第三者を利用して、次のイ～ホのいずれかに該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジェトロの信用を毀損し、又はジェトロの業務を妨害する行為。

ホ 上記イ～ニに準ずる行為。

- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 出品者が、前項の表明及び保証に反して、反社会的勢力又は前項各号に該当することが判明した場合、ジェトロは事前の通知等なしに、参加の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、出品者からの参加費の償還請求には応じられません。
- (3) 前項の定めに基づき、ジェトロが参加の取り

決めに解除した場合、出品者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないこととします。

- (4) 第2項の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出品者が、第1項の表明及び保証に反したことに起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロはその被った損害について出品者に対し賠償請求することができます。

12. 免責

- (1) ジェトロはイベント準備期間又はイベント期間中にイベントに関連して出品者又は参加申込者の被った一切の損害についての責任を一切負いません。

- (2) 前項から当然に、本参加要領第3条第3項、第6条第3項、第8条、第9条、第10条第2項及び第3項の場合、これにより生ずる出品者又は参加申込者の損害及び不利益等について、ジェトロは一切その責任を負いません。

- (3) 前2項に定めるほか、出品者は、利用条件等の「免責事項」の定めを承諾するものとします。

13. 係争

本参加要領についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 フロンティア開拓課

〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

電話：03-3582-5242（直通）

アジア・アフリカ広域農業資機材・アグリテック・漁業資機材オンライン商談会
利用条件・免責事項

ご利用条件

1. 独立行政法人日本貿易振興機構
(以下「ジェトロ」といいます)
は、「アジア・アフリカ広域農業資機材・アグリテック・漁業資機材オンライン商談会」(以下「本イベント」といいます。)を、インターネット回線を通じたWEB開催の方式で実施します。
2. ジェトロは、本イベントにおけるサービスの品質向上のため、本イベントの内容の全部又は一部を録音、録画することができます。
3. 本イベントの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本イベントの実施に利用するとともに、(ジェトロ内のデータベースに登録し、)関連事業の実施、ジェトロからの連絡のために利用します。また、当該情報のうち、お客様の会社名、HPアドレス、商品の名称、写真、分類、用途及び国内小売価格については、ジェトロのアレンジする商談相手(以下「商談相手」といいます。)に提示するために利用します。
4. お客様がご使用のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況が、ジェトロの指定するアプリケーション(以

下「指定アプリケーション」といいます。)の設定を含む、以下の環境(以下「設定環境」といいます。)を満たしているか、ご確認ください。

<設定環境>

(1) ジェトロの指定するアプリケーション(変更可能性あり)のインストール

※詳細は、以下のZOOMのウェブサイトをご覧ください。

<https://zoom.us/>

(2) マイク、スピーカーの設定

本イベントへの参加において、設定環境が満たされない場合には、映像又は音声途切れ又は停止する等、正常に本イベントへの参加を継続できないことがあります。なお、ジェトロは、設定環境についての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。

5. 本イベントにより商談相手又はジェトロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
6. 本イベントの内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部(以下「本コンテンツ」とい

- います。)に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者(以下「著作権者」といいます。)に帰属します。
7. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製(録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。)、上映、公衆送信(送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。)、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちに本イベントの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
 8. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
 9. お客様は、ジェットロが本イベントの成果(お客様に関する成果を含みます。)又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することに承諾するものとし、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
 10. 前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェットロの指示を遵守します。
 - (1) 本イベントのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェットロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - (2) 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名(フルネーム)をご記載ください。
 - (3) 機密性の高い情報や個人情報(氏名を除く)を共有することは、お控えください。
 - (4) 本イベント参加時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
 11. 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
 12. 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

免責事項

1. 本イベントにおいて、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってくださ

- い。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本イベントの実施に際し、ジェトロは、指定アプリケーション等の作動安定性を保証するものではなく、指定アプリケーション等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はP C等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 3. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (4) 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。
 - (5) お客様のP C等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - (7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (8) 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
 4. ジェトロは、指定アプリケーション等のWEB開催を構築するシステム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以

下「システム侵害等」といいます。)の被害を受けないように、ジェトロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。

5. 前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
6. 前各項に定めるほか、ジェトロは、本イベントの申込から本イベントに参加する過程で、お客様に如何なる損害が発生したとしても、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

ジェットロの支援を受ける企業（以下「支援企業」といいます。）は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾いたします。

記

1. 支援企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。
2. 支援企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェットロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。
3. 支援企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェットロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はジェットロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェットロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェットロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する支援企業の登録又は資格等自体がジェットロにより取り消されること、及び／又は、ジェットロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェットロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。
4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、支援企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェットロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。
5. 支援企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェットロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェットロが支援企業に対しこれを求償することがあることを確認します。

6. 本特記事項の定めがジェトロと支援企業との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。
7. 支援企業は、ジェトロに対し、支援企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続を履践している者に、本条項の内容に同意する手続を担当させることを表明、保証します。

※注1：支援企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。支援企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェトロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から支援企業による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです

- ・ リスト規制

支援企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト 安全保障貿易管理・リスト規制

[安全保障貿易管理**Export Control*リスト規制 \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/safety/export_control/)

- ・ キャッチオール規制

出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、支援企業自身で、補完的輸出規制（キャッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省 HP をご参照ください。

※経産省 HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

- ・ 米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原産品目、②特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要とし

ています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf

以上